

社会福祉法人 福崎町社会福祉協議会
役員等の報酬等に関する規程

(定義)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であつて、報酬とは明確に区分されるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 役員等の報酬は、これを支弁しない。ただし、役員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

(評議員等の報酬)

第3条 評議員等の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によつて行う。

附 則

この規程は平成30年1月10日（評議員会の議決日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。